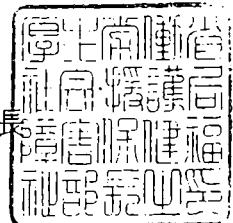


障発第1226002号  
平成14年12月26日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



### 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の19第1項及び第2項の規定に基づく「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の19第1項及び第2項の規定に基づく「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の19第1項及び第2項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」については、それぞれ平成14年6月13日付け厚生労働省令第78号、第80号及び第82号をもって公布され、平成15年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

#### 記

### 第1章 基準の性格

- 1 基準省令は、指定居宅支援の事業が各法に規定する便宜を適切に実施するために必要な最低限度を定めたものであり、指定居宅支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅支援の事業を行う者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅支援の指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事等の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。
- 3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由とし

て指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。

## 第2章 総論

### 1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一體的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情解決や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用者から受領する費用の額等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### 2 用語の定義（基準第2条）

基準第2条により、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

#### (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

#### (2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入

することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

### (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすことであるとする。例えば、1の事業者によって行われる指定居宅介護事業所と他の事業所が併設されている場合、指定居宅介護事業所の管理者と他の事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

### (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定デイサービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

## 第3章 居宅介護に関する基準

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数(基準第5条。以下条文番号は知的障害者・児童についても同じ。)

① 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者(ホームヘルパー)の要件については、別途お示しするところによる。

② 勤務日及び勤務時間が不定期な従業者(以下「登録従業者」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。

イ 登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録従業者